

栃木県生活環境の保全等に関する条例

# 化学物質管理計画書 作成の手引き

栃木県

## 1 はじめに

「栃木県生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）では、化学物質の適正管理に関する規定があり、対象事業者は、化学物質管理計画書を作成し、公表するよう努めることとしています。

この手引きは、条例の内容を解説するとともに、化学物質管理計画書を作成する上で参考になるよう、留意事項や作成例を示したものです。

## 2 条例の概要

### 条例

（指定化学物質等の管理に関する計画の作成等）

第41条 第一種指定化学物質等取扱事業者(法第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者をいう。第49条第2項において同じ。)は、規則で定めるところにより指定化学物質等の管理に関する計画を自ら作成し、これを公表するよう努めなければならない。

この条例の規定により、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づく届出事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、次の条例施行規則に掲げる事項を記載した「指定化学物質等の管理に関する計画」を作成し、公表するよう努めなければなりません。

### 条例施行規則

第30条 条例第41条の計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 指定化学物質等の管理の方針
- 2 指定化学物質等の自主管理目標及び目標達成のための措置
- 3 指定化学物質等の管理体制
- 4 指定化学物質等の取扱状況
- 5 事故時の措置
- 6 その他指定化学物質等を適正に管理するために必要な事項

### (1) 対象者

この規定の対象者は、化管法の「第一種指定化学物質等取扱事業者」です。

これは、化管法に基づき、第一種指定化学物質等の排出量・移動量の把握及び届出の

義務がある事業者\*です。

※以下のア～ウの3つの要件をすべて満たす事業者

- ア 対象業種・・・対象24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者（別表参照）
- イ 従業員数・・・常用雇用者数21人以上の事業者
- ウ 取扱量等・・・次のうちいずれかに該当すること
  - ア) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。）（下のイについても同じ）
  - イ) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者
  - ウ) 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
  - エ) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
  - オ) ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業者
  - カ) ダイオキシシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

## (2) 計画書の作成

(1)の対象者は、指定化学物質等を適正に管理するための計画書(化学物質管理計画書)を作成するよう努めてください。

なお、ISO14001、エコアクション21などの認証・登録を受けており、既に指定化学物質等の管理計画について規定されている場合には、新たに化学物質管理計画書を作成する必要はありません。

## (3) 計画書の内容

計画書は、複数年の年次計画として定め、この計画期間が満了したときや毎年の見直しの際に必要な応じ改定してください。特に様式の指定はありませんので、「4 化学物質管理計画書の記載内容」及び「作成例」を参考に作成してください。

## (4) 計画書の公表

作成した計画書は、事業所への備付けによる閲覧、ホームページへの掲載、環境報告書への記載、自治会への回覧などにより公表するよう努めてください。計画書を作成し、公表することにより、次のような効果が期待できます。

- 従業員の化学物質管理に対する意識の向上
- 化学物質の排出抑制
- 事故の未然防止及び発生時における適切・迅速な対応
- 事業所に対する信頼感の確保

### 3 計画書作成前に必要な作業

#### (1) 情報の収集・整理

計画書を作成する前に、指定化学物質等の取扱いの実態を把握してください。

- 指定化学物質等を使用している部署、工程、設備・機器
- 指定化学物質等の種類、取扱量
- 環境への排出の有無、排出先、排出方法（廃棄物としての移動を含む）
- 指定化学物質等の排出抑制、減量化に関する情報の収集
- 指定化学物質等の性状、有害性などに関する情報のSDS※（安全データシート）等からの収集

〔※事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際に、その化学物質の性状や取扱いに関する情報を記載したものです。〕

#### (2) 作業手順の確認

指定化学物質等を取扱う作業、施設及び設備の点検方法、事故発生時の報告方法等の手順を確認してください。

手順書を作成するときには、現状の作業手順を基本として、方針や目標を達成するためにどのような改善が図れるかを従業員と十分話し合うことが必要です。あまり大きな作業の変更は、従業員の混乱を招くことがありますので、できるところから実行し、少しずつ改善点を増やしていくことをお勧めします。

## 4 化学物質管理計画書の記載内容

記載事項	解説・記載内容例
<b>1 指定化学物質等の管理の目的</b> <small>〈条例施行規則第30条 6号〉</small>	指定化学物質等について、環境保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等の管理に係る措置を定める旨を明記する。
<b>2 指定化学物質等の管理の方針</b> <small>〈条例施行規則第30条 1号〉</small>	方針は、指定化学物質等の管理に関する組織全体の方向性を示すものであり、最高責任者が策定し、全従業員に周知し、意識の共通化を図るものである。方針に盛り込むことが望ましい項目は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質の管理及び環境保全に係る関係法令を遵守すること</li> <li>○ 自主管理目標を設定し、目標達成のための措置を実行し、見直しを行うこと</li> <li>○ 計画及び管理状況を全従業員に周知するとともに、公表に努めること</li> </ul>
<b>3 指定化学物質等の自主管理目標</b> <small>〈条例施行規則第30条 2号〉</small>	指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動の具体的な目標を設定する。また、目標ごとの達成時期を明記する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質排出量の削減目標</li> <li>○ より有害性の低い代替化学物質の導入</li> <li>○ 取扱方法及び設備の改善等による化学物質の排出抑制</li> </ul>
<b>4 指定化学物質等の自主管理目標達成のための措置</b> <small>〈条例施行規則第30条 2号〉</small>	<b>(1) 作業手順書の作成</b> 指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業手順書を作成する。作業手順書には責任者、担当者を明記する。 <b>(2) 教育・訓練の実施</b> 指定化学物質等の環境影響を認識させ、指定化学物質等の管理の改善を促進するため、管理方針、管理目標、管理体制、作業手順、事故時の措置などを周知するため、全従業員に対して教育・訓練を計画的に実施する。 <b>(3) 管理状況の評価及び計画の見直し</b> 方針、目標に照らして指定化学物質等の管理状況について評価を実施し、その評価の結果に基づき計画を見直すための手順を確立することにより、継続的に計画を改善する。
<b>5 指定化学物質等の管理体制</b> <small>〈条例施行規則第30条 3号〉</small>	管理計画を確実かつ円滑に実施するため、管理計画の実施に関して権限が与えられた責任者及び担当者を指定し、管理責任を明確にする。必要に応じて管理体制を目標ごとに表や図などにより分かりやすく示す。
<b>6 指定化学物質等の取扱状況</b> <small>〈条例施行規則第30条 4号〉</small>	指定化学物質等の取扱う目的、受入量、保管量、排出量、移動量等を把握し、整理する。必要に応じて、次の事項を盛り込むことが好ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定化学物質等の取扱状況の報告体制</li> <li>○ 指定化学物質等の性状、取扱情報、使用量の減量化に関する情報の収集を行うこと</li> <li>○ 取扱工程のフロー図</li> </ul>

記載事項	解説・記載内容例
<p><b>7 事故時の措置</b></p> <p>〈条例施行規則第30条 5号〉</p>	<p><b>(1) 予防措置</b></p> <p>① <b>従業員への安全対策の周知</b>          周辺環境への影響が大きいと考えられる事故の対策や、事故発生時の報告方法の手順書を作成し、全従業員及び関係者に周知する。          また、人的原因の事故を防ぐため、作業手順を徹底させる。</p> <p>② <b>連絡体制の整備</b>          事故が発生した場合の連絡体制を関係機関と協議して作成し、対策手順書に盛り込む。各責任者については不在の場合を想定して必ず代理者を指定する。</p> <p>③ <b>設備点検等の実施</b>          設備、機器、配管等からの飛散、流出等がないことを確認するため、定期的に点検を実施する。また、設備、機器、配管等の耐用年数を定め、定期的な更新を行う。</p> <p>④ <b>事故時対応機材の整備</b>          想定される事故が発生した場合に、影響の拡大を防止するための機材を事前に準備しておく。</p> <p>⑤ <b>事故を想定した訓練の実施</b>          事故時対策手順書に基づき事故を想定した訓練を実施する。訓練後、手順に問題があった場合には手順書を改正する。</p> <p><b>(2) 応急対策・恒久対策等</b></p> <p>① <b>応急対策</b>          負傷者の救助、周辺住民の誘導、影響の拡大防止、関係機関への連絡等、応急的な対策を実施する。          必要に応じて周辺環境の環境測定を実施する。</p> <p>② <b>恒久対策・再発防止対策</b>          事故等が発生し、対策を検討する際に重要なことは、事故等の原因の究明である。表面的な原因だけでなく、何度も「なぜ、そうなったのか？」を繰り返し、原因を十分に検証したうえで、恒久対策・再発防止対策を検討する。          恒久対策・再発防止対策は速やかに実施し、必要に応じて関係手順書等を改正する。          また、事故があった設備等と同様の設備等がある場合には全ての設備等について総点検を実施する。</p>
<p><b>8 その他指定化学物質等を適正に管理するための必要な事項</b></p> <p>〈条例施行規則第30条 6号〉</p>	<p>その他の必要な事項として次のような事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定化学物質等の管理の目的（上記1のとおり）</li> <li>○ リスクコミュニケーションの推進          地域住民と化学物質等に関する情報を共有することにより、住民の理解を深め、信頼の向上を図るため、事業活動内容、指定化学物質等の排出・管理状況等を積極的に公表する。</li> <li>○ 指定化学物質等の取扱施設の配置図の作成、従業員への周知</li> <li>○ SDS（安全データシート）の整備</li> </ul>

別 表	対象24業種一覧
-----	----------

1	金属鉱業	4	電気業
2	原油・天然ガス鉱業	5	ガス業
3	製造業	6	熱供給業
a	食料品製造業	7	下水道業
b	飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業
c	繊維工業	9	倉庫業（農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。）
d	衣服・その他の繊維製品製造業	10	石油卸売業
e	木材・木製品製造業	11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。）
f	家具・装備品製造業	12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。）
g	パルプ・紙・紙加工品製造業	13	燃料小売業
h	出版・印刷・同関連産業	14	洗濯業
i	化学工業	15	写真業
j	石油製品・石炭製品製造業	16	自動車整備業
k	プラスチック製品製造業	17	機械修理業
l	ゴム製品製造業	18	商品検査業
m	なめし革・同製品・毛皮製造業	19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）
n	窯業・土石製品製造業	20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
o	鉄鋼業	21	産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。）
p	非鉄金属製造業	22	医療業
q	金属製品製造業	23	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
r	一般機械器具製造業	24	自然科学研究所
s	電気機械器具製造業		
t	輸送用機械器具製造業		
u	精密機械器具製造業		
v	武器製造業		
w	その他の製造業		

注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に対象。

# 作成例

## 〇〇株式会社化学物質管理計画書

(〇〇年〇月〇日作成)

### 1 目的

この計画書は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定による第一種指定化学物質（以下「指定化学物質等」という。）の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等の管理に係る措置を定めることを目的とする。

### 2 指定化学物質等の管理方針

〇〇株式会社は、△△を製造する工場であり、使用する指定化学物質等の環境影響を把握し、指定化学物質等の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守するとともに、自主管理目標を設定し、指定化学物質等の管理の改善を図ることにより、環境への排出をできる限り削減するものとする。

管理計画は年1回見直しを行い、必要に応じて計画を改定するものとする。

また、管理計画及び管理状況は全従業員に周知するとともに、ホームページに掲載し、地域住民の理解を深めるよう努めるものとする。

### 3 指定化学物質等の自主管理目標

指定化学物質等の管理目標は次のとおりとする。（基準年：20◇◇年）

指定化学物質名	管理目標	達成時期	担当部署
〇〇〇	大気への排出量を〇〇%削減する。	20**年	製造第□課
△△△	代替物質に転換する。	20△△年	製造第△課
□□□	再利用を促進し、廃棄物量を□□%削減する。	20□□年	製造第□課



#### 4 指定化学物質等の自主管理目標達成のための措置

##### (1) 作業手順書の作成

管理の方針、自主管理目標を達成するために、指定化学物質等の管理に係る措置の具体的な内容は下記手順書等に示す。

手順書名	該当する業務	担当部署
関係法令遵守状況確認要領	化学物質等の管理及び環境保全に係る関係法令等の遵守状況を確認するための手順	総務課
化学物質教育訓練実施要領	従業員への教育及び訓練に関する手順	総務課
化学物質事故時対策要領	事故時の対応に関する手順	総務課
塗装工程管理手順書	塗装工程の管理状況に関する手順	製造第□課
印刷工程管理手順書	印刷工程の管理状況に関する手順	製造第△課
廃棄物管理手順書	廃棄物の分別収集、保管及び処理委託に関する手順	総務課

##### (2) 教育・訓練の実施

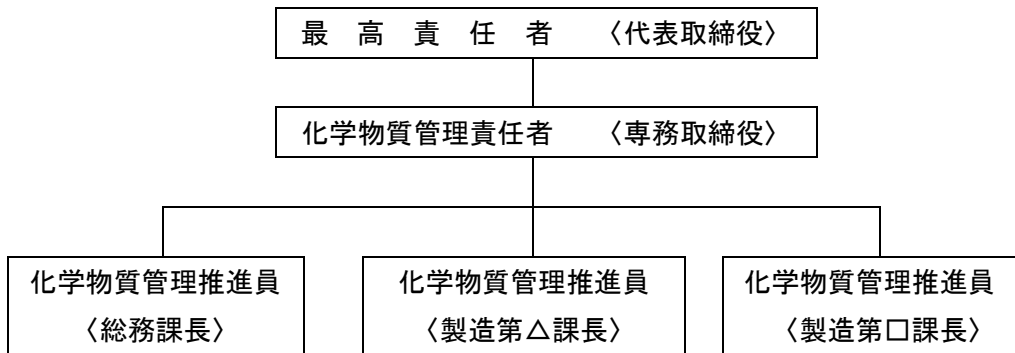
指定化学物質等の管理に関する教育・訓練は、次のとおりとする。

教育・訓練名	教育・訓練の内容	実施時期 対象者	責任者
化学物質管理計画研修	化学物質管理計画書の目的、方針、目標等、計画全般について周知する。	年1回以上 全従業員	総務課長
関係法令等研修	化学物質の管理及び環境保全に係る関係法令、協定等を周知する。	年1回以上 全従業員	総務課長
化学物質取扱研修	化学物質の環境影響、関係法令、作業手順について周知する。	年1回以上 製造第△課・□課 従業員	製造第△課長 製造第□課長
事故時対応訓練	事故の予防措置、事故時の措置について周知するとともに、事故を想定した訓練を実施する。	年1回以上 全従業員	総務課長

#### 5 指定化学物質等の管理体制

化学物質管理計画を確実に円滑に実施するため、管理体制を次のとおりとする。また、各構成員の責任及び権限は下表のとおりである。

## 【化学物質管理体制図】



### 【管理責任者等】

構成員職名	担当者	代理者	主な責任及び権限
最高責任者	代表取締役	専務取締役	1 本計画を統括する。 2 管理方針の決定、計画の見直しを行う。 3 本計画の推進に必要な資源を措置する。
化学物質管理責任者	専務取締役	製造第△課長	1 本計画に基づく措置の実施に責任を負う。 2 管理推進員を指揮し、管理方針及び自主管理目標を達成するための措置を実行する権限を有する。
化学物質管理推進員	総務課長 製造第△課長 製造第□課長	製造□課長補佐	1 各部署において本計画に基づく措置を実施する。 2 本計画に定めるものの他、化学物質管理責任者の指示による作業を行う。

## 6 指定化学物質等の取扱状況

### (1) 指定化学物質等の取扱量等

(単位：kg)

指定化学物質名	受入量	保管量	大気排出	水域排出	土壌排出	廃棄物
〇〇〇	5,000	2,000	1,300	0	0	1,000
用途	めっきする金属部品の汚れを落とすための洗浄剤として使用					
△△△	1,000	1,000	200	0	0	0
用途	油性塗料の溶剤として使用					
□□□	800	500	100	0	0	0
用途	接着剤の溶剤として使用					

### (2) 指定化学物質等の情報の把握・報告

ア 化学物質管理推進員は、自部署において取扱う物質の成分及びその含有率の適切な

把握に努める。

イ 化学物質管理推進員は、自部署における次の事項を把握し、3ヶ月ごとに取りまとめて化学物質管理責任者に報告する。

(7) 指定化学物質等の使用量、大気・河川・土壌への排出量、廃棄物量及び貯蔵・保管量

(4) 指定化学物質等を取扱う施設及び設備の設置、運転等の状況

ウ 化学物質管理推進員は、購入先から提供される情報、文献、データベース等を活用し次の情報の収集に努める。

(7) 自ら取扱う指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報

(4) 自ら取扱う指定化学物質等の管理の改善、使用の減量化のための技術・手法、代替物質に関する情報

### (3) 情報の活用

化学物質管理責任者及び化学物質管理推進員は、上記で把握、収集した情報を利用して、指定化学物質等を取扱う工程の設備の改善、作業手順の見直し、その他必要な管理対策を実施する。

## 7 事故時の措置

### (1) 予防措置

ア 化学物質管理責任者は、周辺環境に重大な影響を及ぼすと考えられる事故について、具体的な対応手順を定めた化学物質事故時対策要領を策定し、全従業員に周知する。また、次の事項を化学物質事故時対策要領又は関係手順書に規定するものとする。

(7) 事故が発生した場合の連絡体制

(4) 指定化学物質等を使用する設備、配管等からの漏えい等を確認するため、定期的に点検を実施する。また、設備、配管等の耐用年数を定め、計画的に更新を行う。

(9) 事故が発生した場合に、影響の拡大を防止するための機材を事前に準備する。

(8) 事故を想定した訓練を実施する。訓練後、手順に支障があった場合には関係手順書等を改正する。

イ 事故を未然に防ぐため、作業手順の遵守を徹底させる。

### (2) 応急対策

ア 万一、事故が発生した場合には、負傷者の救助、周辺住民への危害防止、事故の拡大防止、環境影響の削減、関係機関への連絡等の応急対策を実施する。

イ 必要に応じて周辺環境の環境測定を実施する。

ウ 水質汚濁防止法、大気汚染防止法又は栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき、当該事故の状況や、講じた措置の概要の届出（報告）を、〇〇環境森林事務所へ行う。

### (3) 恒久対策・再発防止対策

ア 事故の発生原因を詳細に調査する。

イ 発生原因の調査結果に基づき、恒久対策・再発防止対策を検討し、速やかに対策を講じる。また、事故があった設備等と同様の設備等がある場合には、全ての設備等について総点検を実施する。

ウ 必要に応じて関係手順書等を改正する。

## 8 リスクコミュニケーションの推進

化学物質管理責任者は、化学物質に関する地域住民の理解を深めるため、事業活動内容、指定化学物質等の排出状況、管理状況等について報告書を作成し、年1回公表するものとする。公表は報告書を閲覧に供するとともに、報告書の概要をホームページに掲載する。

## 9 管理状況の評価及び計画の見直し

- (1) 各課長は、指定化学物質等の管理状況が、方針、目標に照らして、適切に行われているかを定期的に評価し、化学物質管理責任者に報告する。
- (2) 化学物質管理責任者は、報告内容を整理し、最高責任者（代表取締役）に報告する。
- (3) 最高責任者は必要に応じて方針、目標など計画の見直しを年1回以上行い、計画を継続的に改善する。
- (4) 化学物質管理責任者は、計画が見直された場合には、計画及び関係する手順書等を改正するものとする。

### 問い合わせ先

栃木県環境森林部 環境保全課 大気環境担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3188

FAX : 028-623-3138

E-mail : kankyo@pref.tochigi.lg.jp



平成26年3月作成